

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会
会長 下 村 敏 博

個人情報保護制度の実施に関する事項について（答申）

平成 12 年 1 月 13 日生文第 250 号で諮問のあった件について、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例（平成 9 年 12 月生駒市条例第 28 号）第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

- 1 収集してはならない個人情報を例外的に収集することについて（生駒市個人情報保護条例（平成 10 年 3 月生駒市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項）

類型 3 の理由又は必要性欄の後段の「委員等」を「市民、委員等」とし、その他の部分については適当と認めます。また、本類型中の個人情報の例は、例示であり、記載されていない個人情報を収集する場合であっても、本類型に該当するものであれば、4 の取扱いによるものとします。

- 2 本人以外から個人情報を例外的に収集することについて（条例第 7 条第 3 項及び第 4 項）

本事項を適当と認めます。

- 3 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に提供することについて（条例第 9 条）
本事項を適当と認めます。

- 4 包括的諮問事項の取扱いについて

今回答申した包括的諮問事項の類型に該当する個人情報の取扱いについては、改めて個別に当審議会の意見を聴く必要はないものとします。

ただし、包括的諮問事項に該当するか否かについては、安易に判断することなく、個々の事例ごとに慎重に検討するものとし、この類型に該当しない場合はもとより、その判断が微妙な場合は、個人情報保護の原則に立ち返り、条例の規定により当審議会の意見を聴くものとします。

包 括 的 諮 問 事 項

1 収集してはならない個人情報を例外的に収集することについて（条例第7条第2項） 収集してはならない個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

番 号	類 型	個人情報の例	理由又は必要性
1	（相談） 市民等からの相談の中で相談者の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>相談事務では、相談者は自己の意思により様々な意見、考え方、自己の履歴等を被相談者に披れきして、適切な解決策が見つかるように相談を受けるものであり、相談の内容によっては、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことがある。この場合の個人情報は、相談者の意思により、自発的又は一方的に提供されるものであるとともに、相談内容の解決のため取り扱う必要がある。</p>
2	（陳情、要望等） 市民等からの陳情、要望等の中で陳情者、要望者等の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>市民等からの陳情、要望等は、それぞれ陳情者、要望者等が自己の意見や主張を実施機関に知ってもらい、実施機関の適切な対応を陳情、要望等するものであり、その際、収集禁止事項に係る個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、陳情者、要望者等から自発的又は一方的に提供されるものであるとともに、陳情、要望等を適切に処理するため取り扱う必要がある。</p>
3	（意見、主張等） 市民等からの意見、主張等の中で表明する者の意思により収集禁止事項に係る個人情報が提供され、当該個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>市民等から様々な機会に電話、手紙等により一方的に意見や見解の表明を受けたり、実施機関で設置した各種の審議会、審査会、懇談会等において、委員等から様々な意見や主張が行われ、その中に、収集禁止事項に係る個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、市民、委員等の意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、実施機関の意思にかかわらず、これらの事項に係る個人情報を取り扱うことになるものである。</p>

番号	類 型	個人情報の例	理由又は必要性
4	(作文、論文等) 試験等において作成される作文、論文等の記載内容に収集禁止事項に係る個人情報が含まれ、当該個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記者が自己の意思により自由に記載するものであり、当該作文、論文等の中に収集禁止事項に係る個人情報が含まれることがある。この場合の個人情報は、記者が表現の自由に基づき記載するものであり、実施機関が制限等をなし得ないものであるとともに、当該記者は当然に、これらの作文、論文等に記載されている内容について、実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。</p>
5	(刊行物等) 刊行物等で一般に入手し得るものに掲載された収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となるおそれがある事項 	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に公知の情報として掲載されている収集禁止事項に係る個人情報を実施機関の事務の必要性から取り扱うことがある。ただし、この場合においては、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典、収集先、収集時期を明示して取り扱うことが望ましい。</p>
6	(議員等の政治理念等) 議員等の政党名、会派名、政治理念等収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条 	<p>実施機関は、議員等の政党名、会派名、政治理念等の収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことがあり、また、議会における質疑応答内容等から政党名、政治的理念を取り扱うことがある。これらは公知の情報であるとともに、実施機関の事務処理上、取り扱う必要がある。</p>
7	(公共事業における土地等の取得、補償等) 公共事業において、土地等の取得等に際し、墳墓、神社仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼等の費用の補償を適正に行うため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教 	<p>用地等の取得に当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転が必要となる場合には、その改葬、移転費用や供養、祭礼等に要する費用の補償額の算定のため土地所有者等の収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。</p> <p>また、土地、家屋等の所有者の意思により主張、提供をされた場合には、実施機関側で制限等ができないこともある。</p>

番号	類 型	個人情報の例	理由又は必要性
8	(国際交流等) 国際交流、友好親善等海外からの研修生、来訪者等の受け入れに際し、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、生活習慣の違いに適切に対応するため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教 	海外からの各種の研修生や来訪者等の受け入れに当たり、宗教による食事の制限や生活習慣の違いによる滞在中の生活に支障を来さないようにするため、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。
9	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等を行う事務の中で収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信条 ・ 犯罪歴 	栄典、表彰等を行う場合、上申等に係る調書の中で信条に関する情報を取り扱う必要があり、また、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、そぐわないものであるため、選考事務を行う上で犯罪歴を取り扱う必要がある。
10	(診療、治療等) 診療、疾病予防行為等を行う際に収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 社会的差別の原因となるおそれがある事項 	患者や受診者等の病状に合わせた的確な治療や予防等の行為を行うためには、当該患者等の生活観や信仰に関する個人情報を取り扱う場合があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報を取り扱うことが必要なときがある。
11	(火災原因等の調査) 火災や事故の原因を調査するため収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある情報 	火災や事故の原因を調査する事務において、被災状況等を関係者から聴取する際、関係者の意思により主張、提供をされた場合には、実施機関側で制限等ができないことがある。

番号	類 型	個人情報の例	理由又は必要性
12	(措置、給付等) 各種の措置、給付等を行う事務において収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある事項 	各種の措置、給付等の申請受付等において、申請者等から申請理由、経過その他の事情を聴取する際、その内容によっては、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う必要がある。
13	(税等の徴収) 市税及び国民健康保険税等の賦課徴収事務を行うに際して、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある事項 	市税、国民健康保険税等の賦課徴収事務の執行に際し、法令上の負担軽減措置を申請すること及び納税や納入が困難であることについて、本人等から事情説明を受ける場合に、収集禁止事項に係る個人情報を取り扱うことがある。この場合の個人情報は、納税義務者や納入義務者から自発的に提供されるものであるとともに、事務の目的達成のため取り扱う必要がある。

2 本人以外から個人情報を例外的に収集することについて（条例第7条第3項及び第4項）

(1) 本人以外から個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

番号	類 型	理由又は必要性
1	(相談) 各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合	<p>(1) 相談内容に相談者以外の個人情報が関係する場合、それらを含めて相談内容を把握しなければ、適切な助言等を行うという目的を達成することができない。</p> <p>(2) 相談内容は、相談者の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>
2	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合	<p>(1) 陳情、要望等の内容に陳情者、要望者等以外の個人情報が関係する場合、それらを含めて陳情、要望等の内容を把握しなければ当該陳情、要望等を適切に処理することができない。</p> <p>(2) 陳情、要望等の内容は、陳情者、要望者等の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>

番号	類型	理由又は必要性
3	<p>(意見、主張等)</p> <p>市民等が電話、手紙等により、又は会議等の場で口頭により意見、主張等を表明する際に、表明する者以外の個人情報を収集する場合</p>	<p>(1) 意見、主張等の内容に表明する者以外の個人情報が関係する場合、それらの個人情報を含む意見、主張等の内容を把握しなければ、意見、主張等に適切に対応し、当該意見、主張等に係る事務事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>(2) 意見、主張等の内容は、それを表明する者の自由な意思により、自発的又は一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>
4	<p>(栄典、表彰等の選考)</p> <p>栄典、表彰等の選考を行うため、選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合</p>	<p>(1) 事務事業の性質上、本人に知られることにより、事務事業の公正な執行や円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>(2) 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務事業の目的達成に支障が生ずる。</p> <p>(3) 推薦という性質上、本人から収集することがなじまない。</p>
5	<p>(診療、治療等)</p> <p>診療、疾病予防行為等を行うために患者等本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>患者や受診者等に対する確な治療や予防等の行為を行うため、当該患者等の病歴その他治療等に必要な個人情報を家族その他の関係者から収集することが必要なときがある。</p>
6	<p>(申請、届出等)</p> <p>要綱等の規定による申請、届出等に伴い提出される情報に、当該申請者以外の者の個人情報が含まれている場合</p>	<p>申請書等の記載事項に、当該申請者等以外の者に関する個人情報の記載を要件として求めているとき。</p> <p>申請、届出等に関係する者の個人情報であり、個々に申請等の手続を求めることは、申請者等に過重な負担を求めることになり、事務の効率化の点からも必要なときがある。</p>
7	<p>(所在の確認等)</p> <p>本人の所在確認等のため、本人に関する個人情報を家族、関係者等から収集する場合</p>	<p>事柄の性質上、本人から収集することができない。</p>

番号	類型	理由又は必要性
8	<p>(団体等の指導等)</p> <p>団体又は事業を営む個人 (以下「団体等」という。) に対する指導等を行うため、指導等に必要範囲内で、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合</p>	<p>(1) 当該団体等でなければ保有していない情報である (例えば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるか分からない。)。</p> <p>(2) 情報の正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>(3) 当該団体等の指導等に際して、指導等に必要範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容していると考えられる。</p>
9	<p>(補助金等の算定)</p> <p>団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定のため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合</p>	<p>(1) 当該団体等でなければ保有していない情報である (例えば、当該団体等から収集しなければ、だれが職員であるか分からない。)。</p> <p>(2) 情報の正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>(3) 当該団体等の事業活動の助成に際して、助成に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員、利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容していると考えられる。</p>
10	<p>(指導員、講師、附属機関の委員等の選任)</p> <p>指導員、講師、附属機関の委員等を選任するため、必要範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合</p>	<p>(1) 適任者を幅広く求めるため、本人以外の者から候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>(2) 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、選任事務の目的の達成に支障が生ずる。</p> <p>(3) 推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。</p> <p>(4) 候補者から直接収集すると、事前に期待を抱かせることになり、もし対象外となった場合に不信感をもたれたりして、事務の公正、円滑な執行を困難にするおそれがある。</p>
11	<p>(委託契約先の従業員等)</p> <p>委託契約に伴い受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合</p>	<p>委託等の契約を締結する事務において、当該委託事務を適正かつ円滑に施行するため、担当者、責任者等の個人情報を収集する必要がある。</p>

番号	類型	理由又は必要性
12	(争訟、交渉等の事務) 争訟、交渉、評価、指導等の事務で本人から収集したのではその事務を達成できない場合	本人から収集したのでは事務が公正、正確に行われないなど事務の目的を達成できない場合がある。 争訟、交渉、評価、指導等に当たっては、本人以外の者から情報を収集することが、当該争訟、交渉、評価、指導等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要なときがある。
13	(送付資料の名簿等) 国、地方公共団体その他の者から送付、又は提出された資料に名簿等個人情報が含まれている場合	(1) 国、地方公共団体その他の者の事務事業の目的により一方的に送付又は提出されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 (2) 報告書等の一部である場合などは、当該個人情報の部分を分離して収集することが事実上困難である。

(2) 本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知を省略できる場合の類型

番号	類型
1	事務事業の性質から本人に通知することで、事務事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合
2	本人に相談者等が知らせたくないとする情報を知らせることになるとともに、事務事業の円滑な実施を困難にする場合
3	事務事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合

3 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に提供することについて（条例第9条）

(1) 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に提供することができる場合の類型

番号	類 型	理由又は必要性
1	<p>（弁護士会からの照会）</p> <p>弁護士法第23条の2の規定による弁護士会からの照会に対して報告する場合。ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>強制力はないが法律の規定による照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。</p>
2	<p>（裁判所からの照会）</p> <p>法律の規定による裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合。ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれのないときに限る。</p>	<p>強制力はないが法律の規定による照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。</p>
3	<p>（行政機関からの照会）</p> <p>行政機関が法令等により実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合。ただし、当該行政機関が法令等により実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、その目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。</p>	<p>(1) 当該行政機関が法令等による事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>(2) 当該個人情報を提供しないと、当該行政機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等により時間、経費がかかるとともに、本人にも負担をかけることになり、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p> <p>(3) 行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>(4) 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>

番号	類 型	理由又は必要性
4	(講師、指導員、委員等の選任) 国又は他の地方公共団体が講師、指導員、委員等を選任するため、当該国又は他の地方公共団体に提供する場合。ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難であるときに限る。	(1) 国又は他の地方公共団体が講師等を選任するためには、広く適任者の個人情報収集する必要がある。 (2) 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、選任事務の目的達成に支障が生ずる。
5	(報道機関の取材等) 報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合。ただし、報道機関を通じて一般市民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般市民に知らせる公益上の必要がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情から見て当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	(1) 本来の目的に含まれない場合でも、当該目的に関連し、矛盾しない場合には、本来の目的達成に資する場合がある。 (2) 対象となっている事柄の性質、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して社会通念上許容される範囲内である場合は取材に応じ、又は発表することが妥当であり、また、事故等特別の理由がある場合は発表することが必要なときがある。
6	(訴訟資料) 訴訟当事者である市が訴訟資料として裁判所に提供する場合	事実関係を正確に反映させ、公正な訴訟を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に配慮しながら処理する必要がある。ただし、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものに限る。

(2) 目的の範囲を超えて個人情報を提供した旨の本人への通知を省略できる場合の類型

番号	類 型
1	事務事業の性質から本人に通知することで、事務事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合
2	本人に照会者等が知らせたくないとする情報を知らせることになるとともに、事務事業の円滑な実施を困難にする場合
3	事務事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合